

4足教教指収第6036号
令和5年3月10日
(公印省略)

学 校 長

教育指導部教育指導課長
八尋 崇

電動キックボードに関する児童・生徒及び保護者への注意喚起について（依頼）

標記の件につきまして、別添写し、4教指企第1844号（令和5年3月7日付）にて東京都教育庁指導部指導企画課長から依頼がありました。

近年、「電動キックボード」や「ペダル付原動機付自転車（原動機のみでペダルをこがずに走行が可能なペダル付きのバイク）」（以下「電動キックボード等」という。）の利用が増加している中、都内においても一部利用者による交通違反が問題となっています。

つきましては、下記を参考に、児童・生徒等の交通事故防止の徹底を図るよう、よろしくをお願いします。

記

1 児童・生徒及び保護者への周知

(1) 以下の内容について、学校便り、ホームページや配信メールを活用して周知する。

ア 一部店舗やインターネット通販サイトで「子供用電動キックボード」として販売しているものもあるが、「電動キックボード」はいわゆる「バイク」に該当する。

イ 子供用として販売されていても原付免許等が必要で、公道等では利用できない。

ウ インターネット通販サイト等で「電動自転車」、「フル電動自転車」等として販売しているもののなかには、「電動アシスト自転車」とは全く異なる「ペダル付原動機付自転車（ペダルをこがずに電動モーターのみで走行可能なもの）」に該当するものがある。

エ 「ペダル付原動機付自転車」は、いわゆる「バイク」に該当するので、注意すること。

(2) 添付の交通安全情報のチラシについて、ホームページや配信メール、学校便りを活用してリンクを共有し、周知する。

ア 令和3年10月発行「電動キックボードはナンバープレートをつけて車道を走りましょう」

(https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/kotsu_joho/kickboard.files/202110.pdf)



イ 令和4年11月発行「ペダルをこがずに進むけど自転車？バイク？」

(<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/torikumi/pedal.files/20221209.pdf>)



2 問い合わせ先

教育指導課 電話 (3880) 5974

以上